

第38回職員処遇問題部会 議事録

1 日 時

令和4年3月25日（金）

2 場 所

持ち回り開催

3 参加者

（部会委員）

井上委員、浦岡委員、金野委員、佐々木委員、田村委員、千葉委員（五十音順）

（部会幹事）

齋藤給与課長

4 議 題

第38回職員処遇問題部会について

5 議事結果概要

各職員処遇問題部会委員に「第38回職員処遇問題部会」([資料](#))を送付して、処遇に関する活動内容をご報告した。

第38回 職員処遇問題部会

令和4年3月

防衛省人事教育局給与課

～ 目 次 ～

(資料 1)	防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 について	1
(資料 2)	令和 4 年度予算における諸手当の改善予定について	2
(資料 3)	近年の新たな任務等に対する給与上の処遇など	4
(資料 4)	事務官等の定年引上げに伴う若年定年退職者給付金の改正	5
(参考)	若年定年退職者給付金制度について	6

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案について

概 要

1. 趣 旨

国家公務員は、労働基本権が制約されているため、労働基本権制約の代償措置として、社会一般の情勢に適応した給与を確保する機能を有する人事院による給与勧告を踏まえて、月例給(俸給等)・ボーナス(期末手当・勤勉手当)の見直しを行っているところ。

令和3年の人事院勧告においては、ボーナス(期末手当)を0.15月分引き下げることとされ(令和2年春の民間ボーナスの較差是正)、人事院の報告においては月例給の改定はなしとされた。

例年であれば、臨時国会に人事院勧告関連法案が提出されるどころ、政府全体の経済対策(R3.11.19策定)の動向等を見定める必要があるとの給与関係閣僚会議の方針を踏まえ、関連法案の同年中の国会提出は見送られた。現在、防衛省給与改正法案を含め人事院勧告関連法案は通常国会に提出中。

2. 改正法の内容

防大・防医大の学生、陸自高等工科学学校の生徒等のボーナス(期末手当)について、0.10月分引き下げる。

年間3.35月分 → 3.25月分(▲0.10月分) 年間で約1万円程度の引下げ

※一般の隊員(自衛官及び事務官等)のボーナス(期末手当・勤勉手当)は、一般職給与法の改正に連動して改定

一般の隊員 年間4.45月分 → 4.30月分(▲0.15月分) 年間で約5万円程度の引下げ(35歳2曹の例)

指定職職員 年間3.35月分 → 3.25月分(▲0.10月分) 年間で約20万円程度の引下げ
(統合幕僚長・事務次官の例)

令和4年度予算における諸手当の改善予定について

令和4年度予算においては、「救急救命処置手当」の支給範囲の拡大などの手当の改善を行う予定。

番号	項目	概要
1	救急救命処置手当の拡大（准看護師が実施する救急救命処置の補佐）	救急救命処置を行う救急救命士を補佐する准看護師資格を有する衛生隊員に対して、救急救命処置手当を支給する。 ・ 日額1,000円
2	災害派遣等手当の支給範囲の拡大	現在、発災時にその都度、内閣総理大臣と協議しなければ災害派遣等手当の支給対象とはならない豚熱の発生による災害について、これまでの協議の実績を踏まえ、内閣総理大臣との協議を経ずに災害派遣等手当の支給範囲とする。
3	予備自衛官補に係る処遇の改善（教育訓練招集手当の日額の改定）	令和3年度に引き続き、予備自衛官補の教育訓練招集手当を引き上げる。 ・ 日額8,500円（300円引上げ）
4	航空作業手当の支給範囲の拡大（回転翼航空機による警戒監視任務従事艦艇への輸送）	防衛大臣の定める空域において、回転翼航空機に搭乗して警戒監視任務従事艦艇への輸送業務に従事する乗員に対して、航空作業手当を支給する。 ・ 着艦を伴う飛行：日額1,530円（夜間1,960円） ・ 着艦を伴わない飛行：日額660円
5	元自衛官採用時の号俸決定要領の見直し	元自衛官を採用する際の号俸決定要領において、退職期間中における有用な社会経験及び学歴の取得を考慮できるようにする。

番号	項目	概要
6	各種手当の支給範囲の拡大 (石垣駐屯地(仮称)等の新設)	<p>石垣駐屯地(仮称)の新設に伴い、当該官署に勤務する隊員に対して特地勤務手当、特 地勤務手当に準ずる手当、初任給調整手当及び夜間特殊業務手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特地官署の指定 3級地 ・ 医官に対する初任給調整手当(1種)の適用 ・ 夜間特殊業務手当 勤務時間等に応じ、勤務1回につき1,100円~490円
7	海上警備等手当の支給範囲の 拡大(水中処分員による爆発 物等に対する警備業務)	<p>中東における情報収集活動において、出入港時に艦底及び海底を調査する「艦底警戒業 務」に従事する職員に対して、海上警備等手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日額840円
8	航空作業手当の支給範囲の拡 大(特定の空域における外国 軍艦等に対する哨戒飛行)	<p>外国軍艦等に対する監視飛行に従事する乗員に対する航空作業手当の支給対象エリアを 拡大する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日額1,300円(夜間1,800円)
9	特地勤務手当等の支給範囲の 拡大(第53警戒隊与那国分 遣班(仮称)の新設)	<p>第53警戒隊与那国分遣班(仮称)の新設に伴い、当該官署に勤務する隊員に対して特 地勤務手当、特地勤務手当に準ずる手当及び夜間特殊業務手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特地官署の指定 6級地 ・ 夜間特殊業務手当 勤務時間等に応じ、勤務1回につき1,100円~490円
10	航空手当の支給範囲の拡大 (伊国委託操縦教育を履修し ている自衛官)	<p>イタリア委託操縦教育(仮称)を履修する乗員に対して、航空手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空手当 階級初号俸の60%
11	夜間特殊業務手当の支給範囲 の拡大(宇宙作戦群(仮称) の改編)	<p>宇宙作戦群(仮称)の改編に伴い、24時間体制で宇宙監視業務を実施することとなるこ とから、当該業務に従事する隊員に対して、夜間特殊業務手当を支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 勤務時間等に応じ、勤務1回につき1,100円~490円

近年の新たな任務等に対する給与上の処遇など

① 中東に派遣され情報収集活動に従事する隊員に対する海上警備等手当の支給 (令和元年12月27日～)

- ・ 中東地域において乗組員又は乗員以外の隊員が行う連絡調整業務 日額4,000円又は3,000円
- ・ 中東地域において乗組員又は乗員が行う艦艇又は航空機による情報収集業務 日額2,000円
- ・ 中東地域において乗組員が行う港湾での警備業務 日額1,400円

② 新型コロナウイルス感染症対応に従事する隊員に対する災害派遣等手当（特例）の支給 (令和2年3月16日～)

<現在実施している主な活動>

- ・ 自衛隊病院で行う医師・看護師による診療行為等 日額4,000円
- ・ 自衛隊病院で行う病院窓口業務等 日額3,000円
- ・ 自衛隊大規模接種会場（東京・大阪）で実施しているワクチン接種活動等
日額3,000円又は1,620円を支給

※ その他、現場及び後方分野で支えた隊員に対するボーナス（勤勉手当）の増額を実施

<過去に実施し災害派遣等手当の特例の対象となった主な活動>

- ・ 災害派遣命令により、ダイヤモンド・プリンセス号、水際対策強化及び自治体等の病院で実施した医療支援活動等
日額4,000円、3,000円又は1,620円を支給

③ 「特に生命に著しい危険を伴う作業」「特に困難な作業（心身に著しい負担及び緊張を有するもの）」などに従事し、加算（100/100又は50/100）処置がされた業務

- ・ 令和3年7月3日に静岡県熱海市で発生した土砂災害による災害に対する災害派遣活動
 - 令和3年7月3日から同月15日までの活動に対し「災害派遣等手当」100/100加算を実施
- ・ 令和3年8月24日からアフガニスタンのカブール国際空港において実施した在外邦人等輸送業務
 - 令和3年8月24日から同月27日までの活動に対し「国際緊急援助等手当」50/100加算を実施

事務官等の定年引上げに伴う若年定年退職者給付金の改正

事務官等の定年引上げ(60歳→65歳)に伴い、自衛官の若年定年から生じる不利益を補うための若年定年退職者給付金について所要の改正を実施

[国家公務員法等の一部を改正する法律(令和3年法律第61号)。公布日は令和3年6月11日、施行日は令和5年4月1日]

【事務官等の段階的な定年引上げのスケジュール】

期 間	令和5年度	令和7年度	令和9年度	令和11年度	令和13年度
定年年齢	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

改正内容の主なポイント

項 目	改 正 内 容
支給対象者	◆ 現行の若年定年自衛官に加え、将官及び職域定年者(警務官や音楽隊員等)へ対象範囲を拡大
給付金額	◆ 60歳までの期間は、従来どおりの給付水準を維持(前期給付金) ◆ 60歳超の期間は、同年代の事務官等の給与水準を踏まえた給付金を支給(後期給付金)
支給回数等	◆ 60歳未満の定年自衛官 ① 退職後最初の4月又は10月に、前期給付金の7分の2を支給(1回目) ② 退職の翌々年の8月に、前期給付金の7分の5を支給(2回目) ③ 60歳に達した日後最初の4月又は10月に、後期給付金の5分の2を支給(3回目) ④ 62歳に達した日の属する年の8月に、後期給付金の5分の3を支給(4回目) ◆ 60歳以上の定年自衛官 ① 退職後最初の4月又は10月に、後期給付金の5分の2を支給(1回目) ② 退職の翌々年の8月に、後期給付金の5分の3を支給(2回目)
そ の 他	◆ 前期給付金の一年当りの給付水準は、退職時俸給月額 <small>の</small> 6か月分に相当する額 ◆ 後期給付期の一年当りの給付水準は、退職時俸給月額 <small>の</small> 3.45か月に相当する額

若年定年退職者給付金制度について

■ 制度の概要

項目	概要
目的	若年定年制から生ずる不利益を補うことにより、未だ出費のかさむ時期に定年を迎える自衛官の退職後の不安を取り除き、士気が高く資質の優れた隊員による自衛隊を維持することを目的とする政策的給付（社会保障である年金、勤続報償である退職手当、年功的性格である恩給とは性格が異なる。）
支給対象者	自衛官として20年以上勤続し、定年退職した者。
支給額	退職時俸給月額を基礎として算定する一時金 自衛官の若年定年年齢と一般の国家公務員の定年年齢である60歳との差1年につき退職時俸給月額の6か月分を支給することを基本とする。 ※ 退職後最初の4月又は10月に第1回目（総額のおおむね2/7）を支給し、退職翌年の所得を踏まえ、退職の翌々年の8月に第2回目（総額のおおむね5/7）を支給

■ 若年定年退職者給付金支給額の例

階級	退職時俸給月額	算定基礎期間 (a)	第1回目	第2回目	合計 (b)	給付金年額相当額 (b)/(a)
3佐	47万円	4年	318万円	789万円	1,107万円	277万円/年
1尉	44万円	5年	376万円	920万円	1,296万円	259万円/年
曹長	42万円	5年	354万円	867万円	1,220万円	244万円/年

- 注1：退職時俸給月額は、令和4年度概算要求における第1回目支給対象者の退職時平均俸給月額（令和3年9月調査）である。
 注2：算定基礎期間年数は、自衛官の若年定年年齢（令和3年12月31日時点）と一般の国家公務員の定年年齢である60歳との差の年数である。
 注3：支給額は、所得による支給額の調整等がない場合である。
 注4：四捨五入のため、計数は符合しない場合がある。